

経営円滑化貸付（災害対応貸付）のご案内

災害により被害や影響が生じている方に必要な資金を融資します

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 災害により事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する方
- ② セーフティネット（SN）保証4号（自然災害等）の認定を受けた方
※り災証明書及びSN保証の認定については、市役所・町役場の担当課にお問合せください。

2 融資条件

融資利率	年0.90%（固定利率）
保証料率 （主な場合）	0.45%～1.90% ※SN保証4号利用の場合は0.80%
融資限度額	2.8億円
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金用途	融資対象者①：災害復旧に必要な設備資金及び運転資金 融資対象者②：経営の安定に必要な運転資金 ※上記いずれも、借換資金（既往の県制度融資「経営安定資金」からの借り換えに限る） として利用可能
信用保証	融資対象者①：原則として保証協会の保証を付ける （取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②：必ず保証協会の保証を付ける
申込書類等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ※保証協会の保証を付けない場合は、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ②り災証明書等の災害による被害が確認できる書面（融資対象者①の場合） ③SN保証4号の認定書（融資対象者②の場合） ④その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関](#)へご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

